

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君）最初に、9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君）9番武藤です。

一般質問の一人目ということで、最初から皆さんにおわびすることがございますけれども、今回一般質問の大きな題目として五つほど出しておりますけれども、最後の五つ目ですけれども、網目問題ですけれども、0.7、0.9、0.2とありますけれども、それが単位がちよっと間違いまして、後で直しますのでよろしく願いいたします。

それでは早速始めたいと思いますけれども、一つ目ですけれども、日本の食料、食用の魚関係の自給率は59%だそうですでございます。それで、年々輸入量が多くなっているということで、それをとるにしても燃料高で大変余裕がないということで、先ほどの請願の中にもありましたけれども、漁業関係には国で涙の補助金を出しているということでございます。

それと同時に、今大変な事態になっているのではないかなと思うわけでございます。人と車が食料を奪い合うというような時代になってきているのではないかなと。これが世界の食糧を不足、また飼料等燃料に回ったりして不足を来たし、何だか今までの流れがずっと変わりつつあるというのが今現状ではないかなと思うわけでございます。

そういう中で、原油、また穀物がどんどん上がっていくと。そしてそれに連動した重油等、灯油等、ガソリン等どんどん上がっておるわけでございます。

そういう中で農畜産農家の経営をも容易でないというところまで、この美郷町でもあらわれてきているというわけでございます。特にこういう燃料関係、ハウス等やっている方は特に胸に刺さるものがあると思いますけれども、施設園芸、また飼料をほとんど輸入に頼ってきた畜産、それから規模拡大してきた農家や、今それに関連している、この町でも進めている生産組織農家というのも大変厳しい状況になっておるわけでございます。

そういう中で、我々はこの美郷町でもある本堂の前農家で、豚やっている方、二、三十頭やっておったと思いますけれども、その人も、もうこれ以上はやっていけないということでやめたという悲しい声も聞かれるわけでございます。

このような被害を救済するためにも、町独自の補助制度の創設や、それと同時に今、去年の冬もこの場で言いましたけれども、今の段階でも冬、これから寒くなって秋終わって、冬になって、この冬をしのぐためにストーブをたく時間を少なくしているというような声が、今からもう目に見えて自分

の頭に来るわけでございますけれども、その燃料が今また高くなっていると。低所得者等の油代、この補助等も以下から考えていかなければできないのではないかなと、その辺を聞いておきたいと思えます。

また、先ほど町長の説明の中にありましたけれども、今堆肥センターができてよかったなと私も喜んでいる1人でございますけれども、今その稼働率が大変よいと、順調だという報告を受けましたけれども、こういう形でいけば、先ほどの養豚農家のような方が出てくる恐れも十分に考えられる。また片手間とでもいいですか、小規模、二、三頭の牛を置いている方々もやめようかなという方も出てくる恐れも十分にあるという中で、やっぱりせっかくああやって稼働したセンターを、この後も順調に稼働させ続けていくためにも、農家のためにも、あのセンターのためにもやっていくには、やはりもうちょっと大仙市、横手市、あるいは角館の方まで手を伸びてPRとでもいいですか、手を伸ばしながら、できるならば利用を促すというような方法も考えていかなければいけないのではないかなと思うわけでございます。

それで私ちょっと考えましたけれど、生意気なことを言いますけれども、四つほど考えついたものを、これはやはり町だけの問題ではない、国・県にも働きかけていくべきではないかなと思ったことを並べてみましたので、報告し、できればそれを上の方にかけていただきたいものだなと思うわけでございます。

一つ目でございますけれども、灯油の依存度が高く、漁業と同様価格転嫁が難しい施設園芸については、燃料価格高騰に対する直接補てんをしたらどうか。

それから二番目ですけれども、加工用牛、肉用子牛、畑作物を初め国の助成金のある農畜産物については、燃料や飼料価格、肥料コストの上昇に見合った価格の引き上げを行ったらどうか。また、飼料については現行の飼料安定基金への支援を強化し、基金の赤字分を国の責任で補てんすること。現行の安定基金が想定していない長期的な高騰に対するために、特別基金を国の責任で創設する。また、当面の飼料増産対策として、飼料米や秋まき大麦の増産対策の価格補てんを行う。

さらに、米についてはコストアップをカバーできるように不足払い制度の導入を真剣に検討していただきたいものだなと、いつも思っておりますので、この辺を当局ではどういう考えか、もしよかったら上の方にかけてほしいと。

それから、国保税・介護保険の減免についてでございますけれども、国保・介護とも火災などの際に減免できるとした要綱がもちろんあるわけでございますけれども、これはもちろん受益者負担が原則の制度であり、所得による減免は税負担の公平さからも要綱にはもちろんありません。

しかし、国保税や介護保険料の減免については、負担能力がなく、支払い猶予を認められているケ

ースがあるのに、一方では減免できないのはおかしいのではないかなとも思ったりするわけでございます。生活保護を基準にした減免制度を取り入れている自治体もあると、これは岩手県の例しかわかりませんが、あります。これがもちろん当町でもできないということはないと思ひ、考えます。

要綱を変える発案ができるのはもちろん、これに携わっている実態をつかむ担当部署こそ一番よく理解されておると思うわけでございます。国保税、また介護保険料の減免を強く求めることを込めながら質問するわけでございますので、これはもちろん滞納すれば本人はもちろん困りますし、町当局ももちろん困ることでございますので、その辺をお含みの上、ご答弁願いたいと思ひます。

次に、三番目の就学援助についてでございますけれども、義務教育は無償とする26条などの法令に基づいて、小中学校のいる世帯に学用品費や給食費、修学旅行費などの補助する制度、小中学校の就学援助がいろいろな新聞に載っておりますけれども、全国的に小中学校の就学援助が増加の傾向にあると報道されておるわけでございますけれども、ある新聞の報道によりますと秋田市の場合、就学援助、準要保護を含むわけでございますけれども、適用者数が小中学校とも過去最高を連続更新していると秋田県の例を挙げておりました。

小中学校合わせた今年度6月現在の適用率は11%と、100人に11人ですけれども、を超えたと載っております。そういう関係で私もいろいろ調べましたけれども、県の義務教育課で出された資料をちょっと見てみましたけれども、美郷町も載っておりますけれども、平成17年4月から10月現在、当美郷町の中の認定件数が105件、認定人数156人となっておりますけれども、適用率など現況、また変わっていると思ひます。それはどうかと。

また、母子世帯がふえており、子育てに苦勞している家庭もふえているというような、例えばです。そういう例に挙げられるという、いろいろな例があると思ひますので、その分析などを行っているかどうか。していたらなんぼか教えていただきたいものだなと思ひます。

では四つ目ですけれども、角六線の畑屋の農協のスタンドの高野、農協のスタンドのあたりから鑓田の交差点までの、いわゆる角六線の歩道設置についてでございますけれども、たしか7月19日だったか16日か忘れましたけれども、7月のそのころの記事、さきがけ新聞ですけれども、見た方もおると思ひますけれども、かつて太田を初め真木ダム建設でいろいろと議論、討論等されましたけれども、もうやめるということで、それに対しましてその代替案の一つに、かつてあの地域で私も議員になりたてからやりましたけども、何ともかんとかならないか、だども県道だ、町には何も言えない。そのうち何とかかんとかなるだろうというような形で毎年のように意見要望等を出されてきたわけでございますけれども、もちろんあそこは、本当に冬になれば大型が除雪をよくすればよくするほど路肩に

落ちていくと。しかも子供たち、老人たち、お年寄り、普通の人も「あそこ歩けない」というような大変なところでございます。

子供の通学路、生活道路として危険が多すぎる場所だ、早く設置をしてほしいと多くの要望が出されていたものでございました。私もそれなりに先ほど言いましたけれども、旧千畑当時から町にももちろんお願いしましたし、県にも直接行ったこともございますけど、なかなかやってくれないところでございました。

ようやくという感じでございますけれども、我々もあの地域の方も喜ぶと思います。1日も早い完成が期待されるところでございますけれども、これはいつから、どのような手順で進められているのか、そのあたりの情報を聞きたいものだなと思っておりますけれども。

それから最後でございますけれども、これ質問してみたらどうかと思ったり、やめようかなと思ったことですが、いよいよ稲刈りのシーズンになりました。この稲刈りのシーズンに私ですよ、心配というより悩み、怒りというのは金の心配、作業料の心配から、一番その中で頭に入るのは、この網目問題ですが、そろそろと言いましたけれども、ことしの作況指数は例えば102とか98とか出ますけども、これはいろいろところで聞きますと1.7の網目、昔からそれで作況指数が出されていたそうでございますけれども、実際今我々は1.75から始まって、1.8、1.85、今1.9で出さなければできないところまで来てしまいました。そうなるですと、あれ、この作況指数出されてるけれども、我々農家は米プラスお金で自分の経営を考えていきますけれども、実際この網目問題とテレビ・新聞で放映される作況指数と、我々農家の作況では0.2の差が出てしまうと。

ということは、金の面も違うし、実際も違うし、その辺農政課初め、また農協ももちろんですが、その辺私だけそうやって悩んでないので、この際すっきりしたいなと思って、その考え方を聞きたいものだなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）ただいまの武藤議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、原油、飼料など価格高騰についてですが、原油価格の高騰による石油製品の価格上昇は住民生活全般に大きな影響を与えておまして、農業関係においても、議員ご指摘のとおり農業経営に打撃を与えつつある大きな、大変な問題であると認識しております。

そうした状況への対応については、基本的には自治体の個別対応というよりは、議員申し上げましたが一義的には国策として対応すべき課題であると私は認識しているところです。そのため、現在のところ早計な町独自の補助制度等を創設することは考えておりません。現段階では、現行施策である

農業機械の免税軽油の使用について、町広報を通じて農家に周知徹底するとともに、本年6月の関係閣僚会議において決定された原油等価格高騰対策や、8月29日に公表された安心実現のための緊急総合対策の中にある各種制度などについて、農政課と関係機関が連携を図りながら、経営指導の一環として周知徹底するように努めてまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の施設園芸等への燃料価格の直接補てん、農産物のコスト上昇に見合った価格引き上げ、飼料安定基金の赤字分への国補てん等、米に対する不足払い制度の導入につきましては、個別の重要案件でありますので、国に対して対策を講じていただくよう県町村会を通じて要望してまいりたいと考えております。

また、原油価格高騰に伴う低所得世帯や福祉施設に対する油代の補助につきましては、原油等価格高騰対策の中の、国民生活への支援策として生活困窮者への灯油購入費の助成や、社会福祉法人への福祉ガソリン支援などを特別交付税措置の対象とする旨記述されているところですが、現在のところ国の財政支援措置の内容や今後の価格動向を注視しながら、その対応について今後検討してまいりたいと考えているところです。

また、堆肥センターについてですが、現在のところ町内確保を基本として運営していきたいと考えておりますが、その後の状況につきましては、その間の運営状況を踏まえて対応を考えるべきと考えております。

次に、国保税・介護保険の減免についてですが、現在、低所得者の国民健康保険税については条例に基づき、その所得に応じて均等割額と平等割額を2割・5割・7割軽減して、税負担を少なくしているところです。また、さまざまな理由によって納税が困難な方に対しては、納税相談をしながら納期変更や納付猶与により、着実に納税していただけるようその対応に努めているところです。

さらに失業や疾病、その他の理由で生活が困窮し、納税が著しく困難である旨減免申請された世帯については、前年収入と当該年の収入見込額の比較を行いまして、減少割合に応じた税額の減免を施行規則に基づいて行っております。

また、減免申請が提出された場合には、施行規則に基づいて関係機関への照会等の実態調査を行い、生活保護基準をもとに算定した数値によって、承認か否かを決定していることについてもご理解をお願いいたします。

次に介護保険料についてですが、40歳以上65歳未満の、いわゆる第2号被保険者の介護納付金については医療保険者による徴収となるため、国保加入者については国保税の一部として課税しておりますので、国保税としての取扱いになります。65歳以上の第1号被保険者については、大曲仙北広域市町村圏組合が保険者となって介護保険料を賦課徴収しております。18年度の制度改正の際、保険料の

負担を5段階から6段階にふやしていますが、被保険者の所得が低い場合には負担も低くなるように設定されています。

また、介護保険料の減免制度については、こうした取り扱いにもかかわらず、年度途中に負担能力が著しく低下する場合を想定した対応策として用意されております。収入を基準とした減免制度の要望ですが、広域市町村圏組合では、制度が40歳以上の国民みんなで支え合う制度であること、保険料については低所得者に対して必要な配慮が行われていること、低所得を理由とした一律減免は収入のみに着目したものであって、資産調査などで正確な負担能力を個別具体的に判断したものではないため不公平になることなどにより、制度化されておられません。本日このようなご要望があったことについては、保険者である広域市町村圏組合には伝えてまいります。

次に、就学援助についてですが、平成20年度の就学援助費認定者数は7月末現在で117世帯、146名おります。その内訳は小学生72名、中学生74名です。適用率は全体で8.6%、小学校では6.7%、中学校では12%となっております。

その措置理由については、生活保護、母子福祉、職業不安定というものですが、最も多い措置理由は母子福祉で、全体の71%になっております。措置理由のここ数年の推移を分析しますと、すべての理由で年度によって増減の変動がありますので、一定の傾向として申し上げられることはありませんが、昨年度に比較して多くなっているのが職業不安定による措置理由です。

また、この制度の周知については福祉保健課と連携を図りながら、町のホームページや毎年2月の広報お知らせ版でお知らせしておりますが、あわせて前年度措置者に対しては個別に連絡も行っているところです。この制度の運用についてですが、現在のところ措置に係る要領は現行を維持したいと考えておりますので、どうかご理解をお願いいたします。

次に、角六線の歩道設置についてですが、主要地方道角館六郷線は、美郷町を南北に走る最も重要な路線であることはご承知のとおりです。そのため、町としても早期の歩道整備が必要との観点で、平成17年7月5日に県に対して要望を実施するとともに、平成18年6月19日にはPTA関係者や地元自治会からの要望も加味して、再度要望を行ってきたところです。

また19年11月には、秋田県議会建設交通委員会的美郷町視察時にも早期の事業化について要望書を提出、あわせて県議会議長にも要望書を提出するなどの活動を展開してきております。県からは、そうした地元の熱意を酌んでいただき、ことしの7月18日、秋田県公共事業評価専門委員会で角館六郷線畑屋地区の歩道設置の事業化が承認されたと伺っております。

県の今後の事業スケジュールによりますと、平成20年度中に事業計画の住民説明会を開催して、事業化についての意見を集約し、平成21年度補助要望を行うとのこと。また、平成21年度の補助金

が交付決定となった後の予定については、21年度から22年度までに測量設計を実施し、22年度から24年度までに用地補償交渉、平成25年度には工事を完了する予定になっているとのこと。工事の概要は延長630メートル、幅員2.5メートル、事業費6億6,000万円とのこと。

なお、現時点では県としてもあくまで予定とのことですので、事業の進捗による多少の変更はあるものと思いますが、町としてはできるだけこうしたスケジュールで事業が円滑に進捗していくよう、引き続き各般の調整に努めてまいりたいと存じます。

最後に作況指数についてですが、作況指数の定義はその年の作柄を平年と比較してあらわす数値で、10アール当たり平年収量に対する10アール当たりの収量の比率となっております。また、平年収量は水稻を作付する前にその年の気象などを平年並みと見なして、昭和54年以降の実収量の趨勢などをもとに作成した、その年に予想される10アール当たりの収量です。

実務は、秋田県においては東北農政局秋田農政事務所統計部が担当し、作付面積調査1,140標本と収穫量調査380筆を調査して作況指数が公表されます。収穫量調査では、議員ご指摘のとおり全国統一的に主食用三等の整粒に相当する1.7ミリメートルのふるい目幅を使用しておりますが、農家が実際に使用している1.9ミリのふるい目幅とは異なっておりますが、国では農家が使用している1.9ミリふるい目で選別した場合でも、ふるいした米の一部は再選別されて主食用にし向けられているために1.7ミリのふるい目を使用していると伺っております。

作況指数につきましては国の統計的な指標であり、積算方法について町が意見を述べる立場にありませんので、どうかご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤福章君）9番武藤 威君、質問時間少ないですけど再質問ありますか。許可します。

○9番（武藤 威君）あと2分しかありませんので、一つ1分でやります。

一つですけれども、就学援助ですけれども、去年こういう例がございました。卒業したから、「あの人か」と言われるから名前言いたくありませんけれども、1人は大曲工業高校、1人は秋田工業高校に入りました。これはもちろん学校には関係ない。学校ではない、町には関係ない学校のことですけれども、どちらがどっちとは言いませんけれども、片方の高校で2分の1減免、片方の高校では全額免除になってしまいました。距離の関係とかそういうものはあったかもしれませんが、そういうものは学校でやるものでここでわからないと言われればそれまでですけれども、学校に問い合わせたいと思いますけれども、もしわかったら教えていただきたい。

それから、これは国のことだから何ともならない、私もそう思います。だから先ほど言いましたけれども、ここで質問したらいいべか、悪いべかと思いましたがけれども、1.7と1.9ですけれども、1.9で我々出して、いわゆる中粒米、中粒というやつだな。ということは、その0.2ミリの差から出てき

た米が、また再び主食に回るから、それが収量になるということで、これ以前、実は農業委員長さん初めて来たわけですが、私も1期だか早かったわけですが、その時私党公認で出まして、当時中川利三郎という衆議院議員がおりました。そのとき、旧千畑の青二才が「いや、おかしくないか」ということでこういうことを言いました。そしたら「いやあ、国会で取り上げてみる」ということで、早速取り上げていただきまして、あの当時何だかまた柔らかくなりましたけれども、また時代が変わりまして、また同じような形で計算するようになって、一言うつぶんを晴らしたくてここに出してしゃべってしまいましたけど、それはそれとして、先ほどの就学援助ですが、もし学校ではどういう形でやるものなのか、計算するものかわかっていたら、教育委員会あたり、わかっていたら教えてください。

○議長（伊藤福章君）教育長。

○教育長（後松順之助君）ただいまの武藤議員のご質問にお答えできればいいわけではありますが、何分高等学校というと私どもの義務教育とは一線を画しておりますので、明確な答は用意できかねました。

ただ考えられますことは、授業に関する免除であるのか、あるいはあくまでも生活に関する免除であるのかで大きく違いがあるかと存じます。以上であります。（「どうもありがとうございます」の声あり）

○議長（伊藤福章君）これで、9番武藤 威君の一般質問を終わります。